

VI. その他配慮すべき事項

【指針本文】

VI. その他配慮すべき事項

1. 受注者等の責務

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に「受注者等の責務」が規定されていることを踏まえ、以下に示す内容等については特に留意する。

受注者は、契約された工事及び業務を適正に実施する必要がある、元請業者のみならず全ての下請業者を含む工事及び業務を実施する者は、**下請契約を締結するときは**、建設業法等関連法令にも留意し、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期や履行期限を定める**ものとする。

技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費及び労務費を内訳明示した見積書や、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、建設業法その他工事及び業務に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除及び当該企業等への指導を徹底する。

ICT等を活用した工事及び業務の効率化による生産性の向上に努める。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

【解説】

○ 受注者等の責務

品確法の第8条に「受注者等の責務」が規定された。

【品確法第8条に規定される受注者等の責務】

第八条 受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

出典）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

○下請契約を締結するときは適正な請負代金及び適正な工期や履行期限を定める

国土交通省では、工事及び業務を実施する者が下請契約を締結する場合に、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の労働条件や労働環境が適正に整備されることを促進するための取り組みを試行。

【国土交通省発注工事における労働賃金改善への取り組み】

- 一般社団法人 日本建設業連合会(日建連)は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため「労務費見積り尊重宣言」を2018年(平成30年)9月18日に表明し、元請企業による労務賃金改善に関する取り組みが行われている。
- これを踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

○対象工事：当面、本通知以降に公告する **一般土木工事(WTO対象工事で段階的選抜方式)** を対象とする。

○試行内容

(1) 総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「**労務費見積り尊重宣言**」を決定・公表した事実を確認

② 労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

①②の両方とも満たす場合

⇒ **加点: 1点**

(2) 工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

➤ 元請企業と下請企業間の見積書を確認

(下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認(数社を抜き取りで確認))

① 労務費(労務賃金)が内訳明示されていない場合

⇒ **減点**

〔落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ〕

② 見積書に加え注文書に**労務費(労務賃金)**が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点**

〔受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において(2)②を満たす場合は加点対象とする〕

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会(令和元年度 第2回)」(令和2年2月国土交通省)

(参考法令等)

- i) 品確法 第8条(受注者の責務)

〇建設キャリアアップシステムの構築 ^{1) 2)}

運用指針において、建設キャリアアップシステムの活用等による技能労働者の処遇改善を図る等の取り組みに努めることとされている。

【建設キャリアアップシステムの概要】

目的	
技能者の処遇	「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇 につなげようとするもの
人材確保	技能者の 技能・経験に応じた処遇改善 を進めることで、①若い世代が キャリアパスの見通し をもて、② 技能者を雇用し育成する企業に人が集まる 建設業を目指す
生産性向上	また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

＜建設キャリアアップシステムの概要＞



出典) 国土交通省作成資料

また、建設キャリアアップシステムの活用については、基本方針において以下のとおり定められている。

【建設キャリアアップシステムの活用】

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

2 受注者等の責務に関する事項

(中略)

特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャリアアップシステム」について、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、技能労働者が現場で「建設キャリアアップシステム」を利用できるよう必要な環境を整備するとともに、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。また、受注者は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式を積極的に活用するとともに、「建設キャリアアップシステム」の現場就業履歴を活用した就労実績報告等の実施に努めるものとする。

出典) 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和6年12月閣議決定)

さらに、適正化指針においては、以下のとおり定められている。

【建設キャリアアップシステムの活用】

第2 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(7) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。また、公共工事品質確保法第8条第4項において、受注者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めることとされている。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。また、国は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図るため、電子申請方式の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進に努めるとともに、各省各庁の長等は、電子申請方式等が積極的に活用されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

(参考資料)

- 1)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和6年12月閣議決定)
- 2)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和6年12月閣議決定)

【指針本文】

2. 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組

地域における公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保については、建設業界全体で取り組むべき喫緊の課題である。このため、発注者と受注者の双方は、これまで述べてきた公共工事の担い手確保に向けた本指針に記載の内容に積極的に取り組むほか、以下の国及び地方公共団体の取組についても留意する。

- ・国及び地方公共団体は、職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備に向け、必要な措置の実施に努める。
- ・国及び地方公共団体は、建設業者団体等との連携のもと、公共工事の品質確保や、担い手の活動の重要性について、国民の関心と理解が深まるよう、広報活動・啓発活動の充実などの必要な施策の実施に努める。特に災害時における活動に関しては、災害現場での活動状況を記録した写真等を、国や地方公共団体をはじめとする関係者の Web サイトや SNS 等を活用して公開する等の取組に努める。

【解 説】

担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組については、品確法第 26 条並びに同第 31 条において、以下のとおり定められている。

【品確法第 26 条並びに同第 31 条に規定される担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組】

(職業訓練実施者に対する支援等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の関心及び理解の増進)

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

○職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進

職業訓練法人等への支援、工業高校等の教育機関と建設業者団体等との間の連携促進については、基本方針において以下のとおり定められている。

国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、教育訓練機能の充実強化に資するよう、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等の必要な措置を講ずるものとする。また、子供たちが工事等業務内容に関して正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進するなど、工業高校等と建設業者及び建設業者団体との連携を図ること等の必要な措置を講ずるものとする。

国においては、建設産業における若年入職の促進に向けて、産・学・官が共同して一体的に活動するため、新たにタスクフォースを設置し、関係省庁や教育機関等との連携強化を図っている。

【建設産業における「若年者入職促進タスクフォース」の取組】

- 建設産業における若年入職等の促進に向けて、産・学・官が共同して一体的に活動するため、新たにタスクフォースを設置し、関係省庁や教育機関等が連携を強化 （令和5年4月に人材協会のもとに設置）※建設業人材確保・育成推進協議会

若手入職促進に向けた産学官の新たな連携体制

【新設】『若年者入職促進タスクフォース』

【当面の活動内容】

- ◎ 業界団体等と教育委員会や地元高校との連携の円滑化
- ◎ 教育委員会等に対して通知等を発出し、円滑な連携を呼びかけ
- ◎ 業界団体等の取組から優良事例を発掘・抽出し、水平展開



タスクフォースメンバー 事務局(建設業振興基金)

- 全国建設関係訓練校等連絡会議
 - ・利根沼田テクノアカデミー
 - ・全国建設産業教育訓練協会
 - ・職人育成塾 等
- 教育関係
 - ・全国工業高等学校長協会
 - ・全国高等学校土木教育研究会
- 建設業団体
 - ・日本建設業連合会
 - ・全国建設業協会
 - ・建設業専門団体連合会
- 建設関連団体
 - ・全国測量設計業協会連合会
 - ・建設コンサルタント協会
 - ・全国地質調査業協会連合会
- 関係省庁
 - ・国土交通省 不動産・建設経済局
 - ・厚生労働省 職業安定局／人材開発統括官
 - ・文部科学省 初等・中等教育局

R5.05.30 第1回タスクフォース(対面開催)

- ・顔合わせ
- ・訓練校等連絡会議の取組の紹介
- ・工業高校の現状と課題 ほか

R5.11.02 第2回タスクフォース(WEB開催)

- ・建設業団体等による担い手確保・育成の取組一覧の紹介
- ・訓練校(利根)における高校教員向け建設ICT技術教育研修(ドローン)について(結果報告) ほか

R7.01.16 第3回タスクフォース(対面・WEB併用開催)

- ・若年者の動向について
- ・訓練校における取組について ほか

※会議資料：国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/constoichi_fudousan_kensetsugyo_const_fr2_000001_00058.html



第1回タスクフォース

出典)「建設産業人材確保・育成推進協議会 第3回若年者入職促進タスクフォース」(令和7年1月16日)

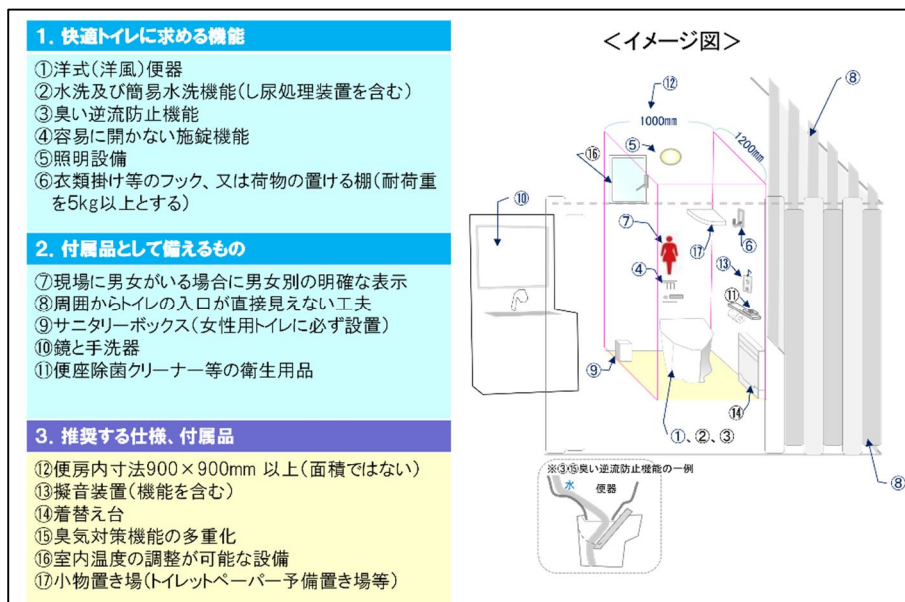
○外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備

外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保に必要な環境の整備については、基本方針において以下のとおり定められている。

国及び地方公共団体は、建設現場における快適トイレの活用推進を含む働きやすい現場環境の整備など、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

国土交通省では、女性技術者等に不評であったトイレについて、平成 28 年 10 月 1 日以降に入札手続きを開始する土木工事から「快適トイレ（女性も活用しやすいトイレ）」を原則化することとし、「快適トイレ」の標準仕様を決定するとともに、その標準仕様を満たした「快適トイレ」の設置を行った工事において、『現場の声』とし実際に使用しての感想・意見等を含め事例集として公表している。

【快適トイレの標準仕様イメージ】



出典）国土交通省作成資料

○広報・啓発活動の充実

広報・啓発活動の充実については、基本方針において以下のとおり定められている。

国及び地方公共団体は、建設産業に対するイメージアップや、新規入職が期待される若者や女性に対し、効果的な情報発信等を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関し、国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実等を図るよう努めるものとする。

国土交通省においては、災害の被災地において復旧・復興事業に携わる建設業者団体等について、HPにおいて活動状況の公表を行っている。

【令和6年1月の能登半島地震の被災地で活動する建設業者団体等に関する公表資料】

災害協定団体の活動状況 日本建設業連合会	奮闘する地元建設業 石川県建設業協会等
➢ 地震発生直後の1月2日から、道路啓開等の緊急工事に従事。累計32班12社により、国道249号沿岸部、能越自動車道等、また県道・市道・町道等のライフラインの復旧関連路線において、24時間体制で緊急復旧にあたる。 ➢ 地震による河道閉塞、土砂災害発生箇所等の緊急対応のため、1月23日から随時工事に従事。12地区8社体制により、輪島市河原田川、町野川水系の河道閉塞、国道249号沿岸部等の地すべり対策、珠洲市宝立正院海岸の倒壊した海岸施設等の緊急工事にあたる。	○県道・市道・町道の道路啓開等の緊急工事では、日本建設業連合会各社のほか、石川県建設業協会等の地元建設業者が地域の守り手として全力で実施。 ○被災地である能登地域の建設業者は自らが被災者でありながら道路啓開等の緊急工事に従事。加えて、能登地域以外の地区協会（金沢や加賀など）からローテーションを組んで複数班（最大25班/日）が能登地域の緊急工事に従事。オール石川の総力戦で能登地域の復旧にあたる。
道路啓開 緊急工事  河道閉塞箇所 緊急工事  地すべり地区 緊急工事  海岸施設 緊急工事   	「ふるさとを何とかしたい熱意で、被災した会社や人たちが働いている。言葉にできないほどの感謝。」 (石川県建設業協会会長 談) 【被災地の建設業者の活動例】 ➢ 自宅が住みなくなり、避難所から日々現場に通う ➢ 通常は道路啓開に従事、雪が降り除雪車が到着する際には除雪車のオペレーターとして従事 【金沢・加賀等の建設業者の活動例】 ➢ 2泊3日でローテーションしながら現地作業 ➢ 現地で車中泊・自炊をしながら現地作業時間を最大化する工夫 ➢ 現地に入れた重機を引き継ぎながら工事を継続 【石川県建設業協会の主な災害対応】 ① 道路啓開等の緊急工事 ② 救援物資（飲料水、給水タンク、ブルーシート等）の調達・輸送 ③ 復旧資材（砕石、土壌等）の調達・輸送

出典）国土交通省作成資料

【指針本文】

3. その他

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ**解説資料を作成**することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

また、本指針を踏まえ、**国の機関が要領、ガイドライン等を作成**した場合はこれも参照することとする。

【解 説】

○ 解説資料を作成

解説資料は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

（運用指針の構成については、「運用指針の概要及び作成経緯 II.（1）運用指針の全体構成」P.10～を参照）

○ 国の機関が要領、ガイドライン等を作成

本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとしているが、既に各発注者において作成、運用中の要領等が、本指針に規定する内容を踏まえたものである場合にその運用を妨げるものではない。